

## 公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第8号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職（役員の任期が満了した場合を含む。以下同じ。）し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第1号の規定により解任され、又は死亡した場合に、その者（死亡した場合にあっては、その者の遺族）に支給する。ただし、当該退職し、又は解任された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職し、又は解任されたことに伴う退職手当は支給しない。

(1) 公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）から引き続き役員に就任した者が、役員（理事長を除く。）としての退職又は解任の日の翌日に再び職員となった場合

(2) 役員としての退職若しくは解任の日又はその翌日に、次のアからクまでに掲げるもの（以下「国等」という。）の役員又は職員となった場合（国等の退職手当又はこれに相当する給付の算定に際し、これらの者の法人における勤続期間を国等における勤続期間に通算され、その旨の証明が国等から法人に提出された場合に限る。）

ア 国

イ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に規定する国立高等専門学校機構

ウ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）に規定する大学改革支援・学位授与機構

エ 削除

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

カ 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

キ 名古屋市以外の地方公共団体

ク 法人以外の地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(3) 役員に就任する日前に、第4条第2項若しくは第3項、公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第18号。以下「職員退職手当規程」という。）第6条又は職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の規定により法人又は名古屋市から退職手当の支給を受けたことがある場合（名古屋市病院局長から引き続き職員となった場合又は役員に就任した場合を除く。）

（一部改正 平成25年達第65号、平成28年達第54号）

### (遺族の範囲及び順位等)

第3条 前条に規定する遺族の範囲及び順位並びに遺族からの排除については、職員退職手当規程第3条及び第4条の規定を準用する。

#### (支給額)

第4条 退職手当の額は、次項及び第3項の規定に定める場合を除き、在職期間1年につき、退職し、解任され、又は死亡した日（以下「退職日」という。）の属する年度の当該役員の年俸額（公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第7号）第2条第2項に規定する年俸基本額をいう。以下同じ。）に17分の1を乗じて得た額とする。

- 2 職員から引き続き役員に就任した者が退職し、解任され、又は死亡した場合に支給する退職手当の額は、職員としての在職期間（職員退職手当規程により退職手当の算定の基礎となる在職期間をいう。以下同じ。）を役員としての在職期間に通算して職員退職手当規程を適用して算出した額とする。この場合において、職員退職手当規程第5条第1項に規定する給料日額は、当該役員が職員就業規則第18条第6号の規定により職員を退職した日における給料日額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員から引き続き理事長に就任した者又は職員から引き続き理事等（理事長以外の役員をいう。以下同じ。）に就任し、理事等として在職した後、引き続き理事長に就任した者が退職し、解任され、又は死亡した場合に支給する退職手当の額は、職員としての在職期間（理事長に就任した日の前日が理事等である場合にあっては、職員としての在職期間に理事等としての在職期間を通算した期間）について職員退職手当規程を適用して算出した額に、理事長としての在職期間について第1項の規定を適用して算出した額を加えた額とする。この場合において、職員退職手当規程第5条第1項に規定する給料日額は、前項後段の規定を準用する。

（一部改正 平成25年達第65号）

#### (在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員に就任した月から退職し、解任され、又は死亡した日の属する月までの月数による。

- 2 役員が任期の満了日の翌日において再び役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 3 名古屋市職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の適用を受ける者（同条例第22条及び附則第14条の適用を受ける者を除く。）及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条第1項に規定する職員をいう。）又は国等の役員若しくは職員から引き続き役員に就任した者の役員としての在職期間には、名古屋市職員又は国等の役員若しくは職員としての在職期間は通算しない。
- 4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数があるときは、5月以下の場合は切り捨て、6月以上は1年とする。

（一部改正 平成25年達第65号）

#### (退職手当の支給制限)

第6条 役員が地方独立行政法人法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定に該当し、解任された場合においては、その該当するに至るまでの引き続き役員としての在職期間（第4条第2項又は第3項の規定により退職手当の算定の基礎となる職員としての在職期間を含む。）に対する退職手当は支給しない。

**（退職手当の支払の差止め等の取扱い）**

第7条 退職手当の支払の差止め、退職し、又は解任された後に禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限、退職し、又は解任された役員からの退職手当の返納、遺族からの退職手当の返納及び退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付に係る取扱いについては、職員退職手当規程第13条から第17条までの規定の例による。

（一部改正 平成25年達第65号）

**（退職手当からの控除）**

第8条 退職手当からの控除については、職員退職手当規程第18条の規定を準用する。

（一部改正 平成25年達第65号）

**（実施に関し必要な事項）**

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一部改正 平成25年達第65号）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日に名古屋市職員（学長、教授、助教授、講師及び助手に限る。）から引き続き役員に就任した者については、第5条第3項の規定にかかわらず、職員から引き続き役員に就任した者とみなして第4条第2項又は第3項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「名古屋市職員」と、「職員退職手当規程により退職手当の算定の基礎となる在職期間」とあるのは「職員退職手当規程第7条第5項の規定を準用した期間」と、「職員就業規則第18条第6号の規定により職員を退職した日」とあるのは「施行日の前日」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年7月30日公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第54号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。